

車線(走行・追越)移動規制の作業手順 路面清掃 A 除草剤散布(カラスンダ)作業の手順は作業手順書による。

準備工

移動規制開始連絡

移動規制開始

移動規制終了連絡

内 容	留 意 事 項	危険性・有害性の洗い出し	重篤度	可能性の度合	リスク評価	優先度	リスク低減措置
<ul style="list-style-type: none"> 作業打合せ(KY活動) 作業人員・車両の確認 保護具の点検 使用機械・器具の点検 業務用プレート確認 作業箇所の確認(走行移動・追越移動) トランシーバーの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 安全品質作業指示書による 作業分担・配置の確認 運行前点検の実施 路面清掃Aは単独実施 移動規制(カラスンダ)後尾警戒を大型散水車使用 規制整理番号の確認 車両2台での移動の場合、車両連絡をトランシーバーで実施。 						
<ul style="list-style-type: none"> 一宮管制室・メンテ事務所への規制開始連絡 情報板の表示と、速度規制連絡 作業車間の連絡 後尾警戒車のLED標示点灯 	<ul style="list-style-type: none"> 規制整理番号確認 区間ごとに50km/hの速度規制切り替えの確認 出発前のトランシーバーの通信確認を行う 移動規制状況に合わせた、LED標示切替確認 						
<ul style="list-style-type: none"> 本線に車両を導入させる。 通行車両との合流 走行速度の厳守 施工区間変更の一宮管制室への連絡 後尾警戒作業車との間隔 車線変更を行う(作業終了時・固定規制箇所等) 後尾警戒車表示変更 	<ul style="list-style-type: none"> 合流時の通行車両との間隔を十分に取り、無理な合流をしない。 複数車両での合流の場合は、安全な車両間隔を保持する。 本線移動速度は、40km/h～50km/hを基準とし移動作業を行う。 施工区間変更の場合は、連絡施設を基準に区間変更2km程度手前で一宮管制室に連絡を入れ、作業区間変更・速度変更を依頼する 作業車と後尾警戒作業車の間隔は、60m～80m程度を標準とし、緊急事象時の作業車同士の追突事故防止を行う。 車線変更時は後尾警戒車とトランシーバーで連携する 作業区間内に固定規制等が実施されている場合は、予告標識設置区間内において早めの車線変更を実施し、規制区間内の作業を中止する。 通行車との間隔を十分にとり、無理な車線変更はしない 後尾警戒車は、車線変更のタイミングで表示変更も同時に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般車に追突され事故を起こす 急な車線変更での接触事故 	4	2	6	III	・後方を十分確認する
<ul style="list-style-type: none"> 一宮管制室・メンテ事務所へ規制終了連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 規制整理番号確認 						

注意事項

- 作業速度の遵守
- 車線変更時の車間確認
- 固定規制箇所の事前確認
- トランシーバーを使用した車両間連絡の徹底
- 後尾警戒車後方標示装置の表示確認と切替タイミングの確認
- 標識車の表示変更は、必ず2名にて標識を目視確認する